

第491回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和元年8月2日（金）

午後1時30分～午後2時05分

名古屋合同庁舎2号館 3階共用中会議室

出席者

- （公益代表委員） 服部会長、中山会長代理、池田委員、小野木委員、白井委員
（労働者代表委員） 伊藤委員、木戸委員、浜 委員、舟橋委員、三屋委員
（使用者代表委員） 浦山委員、江原委員、梶原委員、志水委員
（事務局） 木原愛知労働局長、黒部労働基準部長、近藤賃金課長、
山田主任賃金指導官、村瀬賃金指導官、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬賃金指導官

第491回愛知地方最低賃金審議会を開催します。本日は、使用者側の澁谷委員が欠席です。委員3分の2以上出席ですので、定足数を満たしていることを報告します。本日の審議会は公開であり、傍聴の方がいることを報告します。

本日、事務局からの資料のほか、意見聴取の公示を行った結果、9件の意見書の提出があり手元にお配りしています。

また、意見聴取の公示に関する意見書の提出とは別に、愛知県労働組合総連合から「愛知県最低賃金額1,500円の早期実現を求める意見書」と題した、団体署名135筆、及び「生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を 愛知県最低賃金は1,500円をめざし、直ちに1,000円以上引き上げ、中小企業支援を求める要請」と題した個人署名8,341筆が提出されていますので、会場中央のテーブルに披露しています。なお参考として署名用紙は机の上に配付しています。

一部の委員の皆様にはすでに配付済みですが、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会配付された資料を、未配付の委員の机の上に置いています。

服部会長

議事に先立ちまして本日の議事録の署名委員は、
労働者側は浜委員に、
使用者側は梶原委員に
お願いします。

服部会長

議事に入ります。

議題(1)令和元年度地域別最低賃金の目安(答申)の伝達について、労働局長より、「中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対し答申された内容についての伝達」をお願いします。

木原愛知労働局長

委員の皆様方には、日頃より労働行政に多大なご協力を賜っていますことを、この席を借りて厚くお礼申し上げます。

本年度の中央最低賃金審議会の目安の答申が、7月31日に厚生労働大臣あてに行われました。Aランクである愛知県として示された目安金額は、28円となっています。目安の答

申内容については、この後、事務局から説明いたしますが、委員の皆様方におかれましては、最低賃金額の適切な改定に向けてご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

服部会長

事務局より目安伝達の内容及び本日の資料について説明を願います。

近藤賃金課長

会議次第、裏面の資料目次のうち資料1から資料4について説明します。

資料1、地域別最低賃金額改定の目安（答申）について、令和元年7月31日付 中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛、目安の答申がありました。

この答申の1ページについて、記1には、目安金額に関し委員の意見の一致をみるに至らなかったと、記2には、地方最低賃金審議会の審議に資するため、資料1の別紙1 公益委員見解と別紙2の目安に関する小委員会報告を地方審議会に提示すると、記3には、地方審議会の結果を重大な関心をもって見守り、別紙1の2の公益見解が十分参酌され、自主性の発揮を強く期待すると、記4には、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備ため、思い切った支援策の速やかな実行を政府に強く要望すると、記5には、行政機関が民間業務に委託を行う場合、年度途中の最低賃金額改定による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、特段の配慮を要望するとあります。

2ページ、別紙1「公益委員見解」項目1に目安額の表があり、愛知県を含むAランクの都道府県の引上げ額目安は「28円」となっています。項目2は、本見解を事前に各委員にお示ししていますので、説明は省略します。

別紙2「目安に関する小委員会報告」ですが、これも事前にお示ししていますので、概略のみ説明します。項目2の労働者見解として、労働者の生活状況などを勘案すれば、Aランクは1,000円を超えていくべきとの主張がなされ、公益委員見解について不満の意が表明されています。項目3の使用者見解として、中小企業の経営環境は極めて厳しく、景気や経営の実態からかい離れた大幅な引き上げは、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶなどとの主張がなされ、公益委員見解について不満の意が表明されています。これら意見を踏まえつつ、結果、先ほど説明しました1ページの答申内容となっています。

資料2は、最低賃金基礎調査の結果総括表です。この調査は、最低賃金の改正審議に資するため、愛知労働局で実施しているものです。左肩に赤枠白抜で「暫定値」とありますが、事実上、標本のほとんどを集計できていますので今後の確定値と数値はほとんど変わる見込みはありません。このデータは、県内全産業を取りまとめたものです。昨年とは、様式が異なっています。昨年は、1円刻みや5円刻みの表をつけていました。今年度以降、この最低賃金基礎調査の結果については、47都道府県、統一した様式で政府の統計HPに掲載することとなっており、それに合わせています。規模別、地域別、年齢別の表として7ページから9ページまであります。10ページからは男女別の表として3ページあります。金額の刻みは、基本1円刻みですが、それぞれ3枚目の途中、額が高くなったところから10円刻み、さらに100円刻みとなっています。統計の集計値を出すため、労働者数による復元処理をしています。愛知労働局では、従前より、事業場センサスの事業場数と提出のあった事業場数をもとに事業場数の比率で復元・割り戻しをしていましたが、今年からは、全国統一の処理に合わせるため、事業場センサスの労働者数と提出のあった事業場の労働者数の比率をもとに復元しています。事業場数で復元するか労働者数で復元するか統計のルールからはどちらも認められていますが、結果として復元処理方法の違いにより、若干の数値の違いは出るようです。

表の見方として、7ページ1段目、規模別、地域別、年齢別となっており、10ページからは男女別と分けています。7ページと10ページ、表の中段にある赤い線は、現在の愛知県最低賃金を示すものです。左から2列目、合計の列の赤い線の上、897円のところですが、労働者数が3,192、(0.5)とあります。この0.5は、898円未満となる未満率0.5%を示しています。

8ページと11ページの表の中段にある緑の線は、今回目安額28円が出ていますが、仮に目安額どおりに最低賃金が上がった場合、その影響率が何%になるかというものです。左から2列目、925円のところのラインで、(14.1)とあります。この14.1%が、仮に目安額で上がった場合の影響率となります。

この表の所々に青、黄、赤の色塗りがありますが、それぞれ青色は第120分位、下から5%の層、黄色は第110分位、下から10%の層、赤色は第1四分(しぶん)位(い)、下から25%の層になります。

13ページは、今の基礎調査結果から地域別と規模別で、特性値を抜き出し、表及びグラフにしたものです。

14ページは、基礎調査における平成21年から昨年度までの未満率と影響率の表及びグラフです。

15ページは、資料3は昭和63年度から平成30年度までの愛知県における地域最低賃金の引き上げ状況の推移です。

16ページ 資料4は、本年度の愛知県最低賃金専門部会委員の名簿です。

服部会長

事務局から「目安に係る答申」の伝達及び資料等の説明がありました。これに関して質問等がありますか。

(質問なし)

服部会長

地方最低賃金審議会においては、当該目安を重要な参考資料としつつ、愛知県の経済情勢や賃金動向等を踏まえ、また、現下の最低賃金を取り巻く状況や、最低賃金法の趣旨を踏まえて審議すべきものと理解しています。

改正審議については、愛知県最低賃金専門部会において行われることとなっていますが、適正な愛知県最低賃金額の答申に向けて審議が行われるよう、労使各委員のご理解とご協力をお願いいたします。

次に議題(2)愛知県最低賃金改正決定に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

近藤賃金課長

地域最低賃金の審議に当たり、労働者団体8団体および使用者団体1団体より意見書の提出がありました。それぞれの団体名は、本日の次第裏面のとおりです。

意見書は、17ページ以降に全て添付しています。これら意見の概要を順に説明します。改正の審議以外にかかる事項の説明と、団体名の敬称は省略します。

資料1から資料8までは、労働者団体からのもの、資料9は使用者団体からのものです。

17ページ 意見書1、愛知県労働組合連合からは、「今年度時間額102円以上引き上げるよう」との意見がありました。なお以降、当該団体を『愛労連』と呼びます。この意見の理由について「自らが実施した最低生計費資産調査において月約23万円が必要であり、これは月150時間労働として時間額換算では1,500円となることから、現実的には1,000円以上に引き上げるべき」というものです。次に「専門部会の議事録を公開するよう」との意見がありました。その理由について「鳥取県ではすべての審議を公開し何ら支障はないと聞いている。審議の行方はすべての労働者に知る権利がある」というものです。さらに「審議会または専門部会において意見陳述を求めるよう」という意見がありました。その理由として「愛労連の労働者の声を直接聞いてもらいたい」というものです。

27ページ 意見書2、愛労連女性協議会からは、「時間額を1,000円以上

に引き上げるよう、さらに1,500円を目指すよう」との意見がありました。その理由として「愛労連」と同様です。次に、「女性や子どもの貧困をなくすため最低賃金の大幅引き上げを行うべき」との意見がありました。その理由として「ひとり親世帯の相対的貧困率は50%を超えており、また、母子世帯の半数は非正規雇用であることから、これら世帯の所得水準向上のため」というものです。次に、「男女の賃金格差を是正し、均等待遇実現のため最低賃金を大幅に引き上げるべき」との意見がありました。その理由として「女性労働者の6割が非正規であり、男性正規労働者と比較した場合、賃金はその28%に過ぎず、格差是正のため必要」というものです。

29ページ 意見書3 一宮地区労働組合総連合と、37ページ 意見書4 愛知地域労働組合きずなは、内容がほぼ同様のため、合わせ説明します。「今年度時間額を102円以上引き上げるよう」との意見がありました。その理由として「愛労連」と同様です。「最低賃金の決定にあたり『地域労働者の生計費』と『実際の賃金』を根拠として判断されたい」との意見がありました。その理由として「最低賃金第9条第2項では、最低賃金の決定にあたり、①地域労働者の生計費、②地域労働者の賃金、③通常の賃金の支払能力の「3要素」を考慮して決めることとされているが、実際には「支払能力」に過度に偏重した審議・決定が行われているというものです。さらに「専門部会の議事録を公開するよう」との意見がありました。その理由としては「愛労連」と同様です。「審議会または専門部会において意見陳述を求めるよう」という意見がありました。その理由として「当該組合の労働者の声を直接聞いてもらいたい」というものです。

45ページ 意見書5 愛知県医療介護福祉労働組合連合会からは、「最低でも時間額1,000円以上に引き上げるよう」との意見がありました。その理由として「介護職の低賃金が人手不足を深刻化させ、また、介護職や病院内看護補助、調理師、事務員などは賃金が最低賃金に張り付いている。よって、一般産業界と月額9から10万円低い賃金体系を見直すことにより、医療介護福祉産業の安定化のため引き上げが必要である」というものです。次に「審議会において意見陳述を求めるよう」という意見がありました。その理由として「医療介護福祉産業に従事する労働者の意見が集約されるよう」というものです。さらに「専門部会を公開するよう」との意見がありました。その理由として「最低賃金制度は国民の関心事であり、広く公開し県民に知らせるべき」というものです。

49ページ 意見書6 北医療生活協同組合労働組合からは、まず、「時間額を1,000円以上、さらに早急に1,500円以上となるよう答申するよう」との意見がありました。その理由として「当該組合にかかる法人の労働者のうち、例えば低い者で賃金時間額が最賃額プラス22円の920円であり、まさに最低賃金に張り付いているが、この賃金では日々の生活において、苦勞して切り詰めなければならない」というものです。次に「審議会を公開するよう」との意見がありました。その理由として「影響を受ける県民に議論の内容が不透明である」というものです。

50ページ 意見書7 全日本国立医療労働組合愛知地区協議会からは、「時間額1,000円以上に引き上げるよう」との意見がありました。その理由として「現行の額では、健康で文化的な最低限度の生活はできず、ワーキングプアの解消はできない」というものです。次に「意見申し出の内容をすべて公開するよう」という意見がありました。さらに「公開の場で審議し、意見陳述の機会を保障するよう」との意見がありました。その理由として、「審議の行方は県民すべてに知る権利と意見を述べる権利がある」というものです。

51ページ 意見書8 日本自治体労働組合総連合愛知県本部からは、「時間額を102円以上引き上げ、さらに1,500円を目指すよう」との意見がありました。その理由として、「自治体の職場では、労働者の4割が臨時・非常勤職員であり、また、自治体が業務委託する職場の労働者の多くが最低賃金かそれに近い賃金

となっている。また、非正規労働者の7割つまり一千万人以上が年収200万円に満たないなか、この中で主たる生計者も増加しており、生活維持水準の確保のため、引き上げが必要である」というものです。

労働者団体の各意見では以上のほか、すべての団体から全国一律最低賃金の実現を中央最低賃金審議会に強く働きかけられたいとの要望もありました。さらに、審議会の委員選任についての意見もありましたが、審議会の審議事項ではないため、説明を省略しています。

52ページ 意見書9 名古屋タクシー協会からは、「骨太方針2019」にある政府の意向に追随するだけでなく、中小企業タクシー事業者の賃金支払い能力を踏まえた審議をされたい」という意見がありました。その理由として「タクシー業界では生産性向上・安全への新規投資や燃料費高騰などの経費増の環境の中、賃金の引き上げは生産性向上を実現してこそ可能である。タクシー需要が減少する中、賃金の引き上げは人件費の割合をさらに上昇させるため、総営業収入の低下や、設備投資の滞りなどを助長するのではと強く懸念する」というものです。

服部会長

事務局から意見聴取に関する公示の結果、提出された9件の意見書の説明がありました。これに関して何か質問はありますか。

(質問なし)

服部会長

説明のあった意見書の中に、意見聴取の申し出がありましたので、当審議会において意見聴取を実施するかについて、意見を労使双方から伺います。労働者側委員の方いかがですか。

浜委員

意見書を事前に事務局からもらい目を通しています。我々連合も、「誰もが1,000円」と訴えながら、第1回の専門部会でも話をしている経過があります。意見書については、しっかりと確認をしながら訴えていきたいと考えており、この声を聞いた上でしっかりとやっていきたく、意見陳述は必要なしと思います。

服部会長

使用者側の委員、お願いします。

梶原委員

意見陳述は必要ないと同様に考えています。事前にこの申し出は拝見しており、こういったご意見を真摯に受け止めながら議論に臨みたいと考えています。

服部会長

意見聴取について、労使より意見を伺いましたが、当審議会としては提出された意見書の趣旨を踏まえ審議を行うということで、意見聴取は行わないこととします。議題(3)その他ですが、委員のみなさん、何か議事はありますか。

(特になし)

服部会長

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。なお、改正額の審議については、専門部会に付託しており、審議も始まっています。今後、十分な審議を行い、答申したいと

思います。

事務局から次回の審議会の日程、会場を説明してください。

山田主任指導官

次回、第492回最低賃金審議会は8月5日（月）午後2時から、アイリス愛知において開催します。

服部会長

以上をもって本日の議事は終了します。

（署名欄）

会 長 _____ (服部会長)

労働者側代表委員 _____ (浜 委員)

使用者側代表委員 _____ (梶原委員)

令和元年8月2日 第491回愛知地方最低賃金審議会 議事録